委員会提出第 2 号議案

都市再生機構の家賃改定ルール見直しに関し、UR賃貸住宅居住者の居住の安定策推進を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成27年3月19日

提出者 建設環境委員会委員長 臼 井 克 寿

都市再生機構の家賃改定ルール見直しに関し、UR賃貸住宅居住者の居住の安定策推進を求める意見書

独立行政法人都市再生機構は閣議決定「独立行政法人改革等に関する基本的な 方針」(平成25年12月24日)に基づき、次の作業を進めている。

- ・ 継続家賃の引き上げ幅の拡大、改定周期の短縮等により家賃収入増を図るための現行の家賃改定ルールの見直し(平成27年度中)
- ・ 高齢低所得世帯等に対する家賃特別措置について、機構負担から公費実施への変更に係る検討(平成26年度中)
- ・ 収益性が低い団地の統廃合の加速を目指した、「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」に基づく具体的な実施計画の策定(平成26年度中)

機構はその目的に「家賃収入の最大化」、「団地の収益力向上と資産圧縮」を掲げているが、団地居住者の居住の安定と機構が果たすべき公共的な役割・施策の検討をすべきと考える。

よって、府中市議会は、政府に対し、次の事項を実現するよう要望する。

- 1 UR賃貸住宅の家賃改定ルールの見直しに当たっては、独立行政法人都市再 生機構法附帯決議、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する 法律(住宅セーフティネット法)を遵守し、安心して住み続けられる家賃制度 にすること
- 2 低所得高齢者等への家賃減額措置など高齢者・子育て世帯等を初め、居住者 の居住の安定策を推進すること
- 3 空き家を早期に解消し、UR賃貸住宅を公共住宅として守り、国民の住生活 向上とコミュニティの形成に役立てること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月19日

議 長 名

(あて先) 内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、行政改革担当大臣